

## 軽自動車税種別割 減免制度について

### 1 減免対象となる障害の範囲

手帳の種類	身体障害者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳																		
			障害区分	身体障害者手帳						戦傷病者手帳											
				級別						項症						款症					
手帳の種類	身体障害者手帳	身体障害者手帳	視覚障害（注1）	1	2	3	4-1			特別	1	2	3	4							
			聴覚障害		2	3				特別	1	2	3	4							
			平衡機能障害			3				特別	1	2	3	4							
			音声機能障害（注2）			3				特別	1	2									
			上肢不自由	1	2					特別	1	2	3								
			下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
			体幹不自由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
			乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1	2															
				移動機能	1	2	3	4	5	6											
			心臓機能障害	1		3				特別	1	2	3								
			じん臓機能障害	1		3				特別	1	2	3								
			呼吸器機能障害	1		3				特別	1	2	3								
			ぼうこう又は直腸の機能障害	1		3				特別	1	2	3								
			小腸機能障害	1		3				特別	1	2	3								
			ヒ免疫不全ウイルスによる機能障害	1	2	3															
肝臓機能障害	1	2	3																		
療育手帳			障害の程度 A																		
精神障害者 保健福祉手帳			障害等級1級 (自立支援医療受給者証（精神通院）を交付されている方)																		

#### 【注意事項】

- ・ 色付き部分は、障がい者本人運転に限り減免できます。
- ・ 重複障害の場合は、障害区分ごとに判定します。

注1 視覚障害4-1は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の者。平成30年7月以降に交付された身体障害者手帳については視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下の者。

注2 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限りです。

### 2 減免の対象となる軽自動車等

	車の所有者 (4月1日現在)	用途		車種制限
本人運転	本人	制限なし		事業用以外の 軽自動車等
家族運転	本人もしくは家族 (ただし、家族所有の場合は 次の場合にかぎりです) ・ 本人が18歳未満の方 ・ 療育手帳該当の方 ・ 精神障がいの方	専ら障がい者のため に使用される軽自動車等	専ら障がい者の 通学・通院 通所（週末帰省） 生業	
介護者運転	本人	障がい者のためにのみ 使用される軽自動車等		

注1 減免できる台数は、普通車・軽自動車・バイク等を含めて減免対象者1人につき1台です。

注2 家族とは、障がい者と生計を一にする者で同居の親族をいい、かつ住民票上も同一の住所の方に限りです。

注3 介護者とは、家族運転該当等級の障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護するとともに、継続して日常的に当該障がい者のために軽自動車等を運転する人をいいます。

注4 家族運転（介護者運転を含む）の通院は、6ヶ月以上継続して月4回以上の使用実態があることをいいます。

注5 週末帰省とは、児童福祉施設、障害者支援施設等、学校の寄宿舎から家庭間への週末帰省時等の送迎のことです。

注6 車両自体が車いす移動車等である場合は上記の限りではありません。別途お問い合わせください。

### 3. 必要添付書類等

運転者 手帳の種類	本人運転	家族運転	家族以外の介護者運転
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 (戦傷病者手帳)</li> <li>療育手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> <li>通学、通院、通所、生業証明書等 (6ヶ月以上継続して月4回以上使用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>世帯全員の障害者手帳等</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> <li>通学、通院、通所、生業証明書等 (6ヶ月以上継続して月4回以上使用)</li> <li>誓約書</li> <li>運行計画書</li> <li>運行日誌(後日提出)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者 保健福祉手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> <li>通学、通院、通所、生業証明書等 (6ヶ月以上継続して月4回以上使用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>世帯全員の障害者手帳等</li> <li>運転免許証</li> <li>自動車検査証</li> <li>マイナンバーカード(個人番号カード) (又は通知カード及び身分証明書)</li> <li>通学、通院、通所、生業証明書等 (6ヶ月以上継続して月4回以上使用)</li> <li>誓約書</li> <li>運行計画書</li> <li>運行日誌(後日提出)</li> </ul>

注1 減免申請には減免対象者のマイナンバーの記載と本人確認ができる書類が必要です。

(例)マイナンバーカード(個人番号カード)又は、通知カード及び運転免許証等本人確認ができる書類

注2 運転免許証は減免を受けようとする軽自動車等を運転する方の運転免許証です。

注3 代理の方が申請される場合は、減免対象者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カードの他、代理人の印鑑・本人確認ができる書類が必要です。

注4 軽自動車税種別割の減免決定(可・否)については、申請後文書にて通知いたします。(年度途中の場合は翌年4月頃通知)

注5 減免決定後であっても、名義や車両の変更、障害の級別や用途が申請時と変更になった場合には再申請や取り下げ申請が必要です。

注6 減免決定後、該当車両の使用状況等の実態調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。